

## 「NICE」利用開始までの手続きフローについて

「NICE」をご利用いただくためには、**利用者の登録(個人ごとのログインIDの取得)**をしていただく必要があります。

※「NICE」では、メールアドレス1件につき「1つのIDおよび1つのパスワード」が付与されます。

また、共有の設定をしていただくことにより、同じ物件の閲覧等を行うことができます。お客様の社内での情報共有やご利用方法にあわせて、利用者登録をご検討ください。

### オススメ!

社内で「NICE」を複数ユーザでのご利用をご検討の方へ

代表する方が、HPより「NICE」の利用登録をしていただきます。その登録者(監理者権限が付与されます)は、NICEシステムの「社員管理」のボタンより、社員の方を利用者として追加登録することをが可能となります。

## ■「NICE」利用開始までの手続きフローについて

「NICE」利用登録の開始するために「NICE はじめての方はこちらから」のボタンをクリックしてください。なお**本申請を電子での利用には、「月締め支払い」が要件**となります。請求先となる事業者様(代理申請者や構造計算を行う事業者等の協力会社の方を除く)につきましては、必ず並行して月締め支払いのための手続きも行ってください。

※既に「月締め支払い」を締結の事業者様は、改めてのお手続きは不要です。

### 「NICE」利用登録の開始フロー

「NICE」利用登録ページにアクセス

「NICE」利用登録ページ  
より利用申込み登録送信

「NICE」利用登録の手順マニュアル  
を参照してご登録ください

まちセン担当部より、説明・ヒアリングの連絡を  
いたします(原則)。2~3営業日を要します。

上記、説明・ヒアリング後  
まちセンによる利用承認(ログインIDの通知)

月締め支払いの開始日を迎えると

「NICE」のご利用開始

### 月締め支払いに関する手続きのフロー

※請求先となる事業者は**必須** ※代理申請者や構造計算  
を行う事業者の場合は月締め支払い手続きは不要です

「月締め支払い」手続き専用ページにアクセス

月締め支払いお申込みフォームより登録送信

自動返信メール中から月締めに関する資料をダウンロード  
し、確認してください。

- Web請求システム「楽楽明細」のご案内
- 月締め支払いに関するその他資料

まちセン担当部より、3営業日以内に  
説明・確認事項の連絡をいたします。

◇申込内容確認と開始日の説明等

#### ①【覚書の締結】

センターより「月締めの覚書」を2部郵送いたします。  
ご署名・ご捺印のうえ、**1部をセンターに返送**してください。

#### ②【楽楽明細への利用登録】

センターより「楽楽明細」のご利用に関する案内(登録用ID  
等)をメールにてお送りいたします。  
指定のURLより「**楽楽明細**」への**利用登録**を行ってください。

①、②のご対応をいただきますと月締め支払い  
に関する事務手続きの完了となります。

■月締め支払いの手続きが完了し月締め支払いが開始されるまでの期間(目安)

	お客様が月締め支払い手続き専用ページからお客様情報を送信した日	
	毎月1～10日の間に送信	毎月11～末日の間に送信
月締め支払いの開始日	翌月1日から月締め開始	翌月21日から月締め開始

※ 上記はあくまで期間の目安です。

※ 年末年始、大型連休および夏季休業等の期間においてはさらに多くの時間を要する可能性があることを予めご了承ください。

■NICE WEB申請システムに関する問合せ先

[申請を開始する前のご相談]

<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用登録(ログインIDの取得ほか)について</li> <li>月締め支払(内容・手続き、楽楽明細の利用登録等)について</li> <li>各種設定(パートナー管理・申請物件の共有等)について</li> </ul>	企画・営業部	<b>054-202-5540</b>
--	--------	---------------------

[各種申請に関するご相談]

<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法(建築確認・中間/完了検査)</li> <li>適合証明</li> </ul>	中部事務所 (静岡市)	<b>054-202-5572</b>
	藤枝支所 (藤枝市)	<b>054-634-3255</b>
	西部事務所 (浜松市)	<b>053-459-2070</b>
	袋井支所 (袋井市)	<b>0538-45-1720</b>
	東部事務所 (沼津市)	<b>055-928-7005</b>
	富士支所 (富士市)	<b>0545-67-8000</b>
	甲府事務所 (山梨県)	<b>055-236-8655</b>

<ul style="list-style-type: none"> <li>性能評価</li> <li>長期優良</li> <li>その他申請(BELS等)</li> </ul>	評価業務課 (静岡市)	<b>054-202-5573</b>
--	-------------	---------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ適合性判定</li> </ul>	省エネ課 (静岡市)	<b>054-202-5581</b>
--	------------	---------------------